

問 地域創生人材派遣制度職員の待遇は

答 村長の補佐役として副村長職の予定



太田伸子議員

【平成29年度予算から村政について】

問 今年度しろうま保育園入園希望者が定員34名に対し65名の希望があり多くの待機児童がいる状況である。今年度の予算でこの実態を反映させた施策は。

村長 今年度は保育室1部屋を臨時保育士を3名増員して、50名まで入園できるように進めています。29年度は保育士増員のための賃金の他に、子育て支援拠点の整備に向けた取組みを進めることとしました。待機児童解消のための施設・設備の必要量や整備方針について調査を行うための委託料を計上しました。

問 国の地域創生人材派遣制度で申請している職員の目的と待遇は。

村長 村長の補佐役として、地方創生の総合戦略の施策を推進する制度を活用することで、待遇は副村長、派遣希望期間は2年です。その職責上において、条例の規定に基づき副村長の給与を支給します。

問 白馬村副村長定数条例では、1名となっているが、条例改正するのか。

村長 派遣が決まれば、関連する条例等例規の整備が必要となりますので、改めて説明したいと考えています。

問 行政の情報提供が少ない・遅い・わからないと言われていることを把握しているか。

村長 情報の提供は、広報はくま、防災行政無線、ユーテレ白馬、村行政ホームページ、

フェイスブックを活用しています。これらの媒体の加入状況からすると全世帯にいきわたっておらず、これらを複合的に使用して情報を提供しているのが現状です。情報提供が遅い・わからないといった点については報告されていませので、把握していません。

【白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正について】

問 2回の住民説明会を終えて、村長の感想は。

村長 改正内容への質問・意見のほか、受益者負担金の単価、負担金を納付した方と未納の方との不公平感、加入分担金の違法性といった下水道事業にまつわる事項に対して質問をいただき、下水道事業の難しさを改めて感じました。事業が始まって20年が経過しますが、村民の事業に対する厳しい目線があることを再認識しました。

問 第6条ただし書きを削除することにより発生する時効消滅額は。

村長 ただし書きに該当する土地は、平成13年4月1日以降の1000㎡を超える建物を有しない社会体育施設、山林、原野で、受益者負担金の賦課に替え、加入者分担金を賦課する土地

であり、下水道に接続しない状況では賦課が発生しないため、消滅時効となる金額はありません。

問 加入分担金は一括納入となっているが、現在分納措置がとられている理由は。

課長 私の着任以前のことですからわかりません。



あふれんばかりの保育園 入園式の様子